

議案 第322号

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を
改正する条例案

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1サービス・エリアの予告（116-B）の項中「の予告（116-B」を「、道の駅の予告（116の2-B」に改め、同表サービス・エリア（116の2-B）の項中「116の2-B」を「116の3-B」に改め、同表非常電話（116の2）の項中「116の2」を「116の4」に改め、同表待避所（116の3）の項中「116の3」を「116の5」に改め、同表非常駐車帯（116の4）の項中「116の4」を「116の6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（抄）

別表第1（第3条、第4条関係）

種類	寸法（単位 センチメートル）
省略	省略
サービス・エリア、道の駅の予告 (<u>116-B</u>) <u>116の2-B</u>	省略
サービス・エリア (<u>116の2-B</u>) <u>116の3-B</u>	省略
非常電話 (<u>116の2</u>) <u>116の4</u>	省略
待避所 (<u>116の3</u>) <u>116の5</u>	省略
非常駐車帯 (<u>116の4</u>) <u>116の6</u>	省略
省略	省略